

2024年度 奨学生応募要項

公益財団法人フジ育英会

静岡県 清水区 清開 1-4-10

TEL : 054-334-5353

当育英会では、静岡県出身の学術を志す学生で経済的理由により修学に困難が予想される人に対し奨学援助を行い、もって地域社会の発展向上に有用な人材の育成を図ることを目的に本年も以下の要領で奨学生を募集いたします。

◎ 応募資格者

1. 4年制大学へ進学する方。
2. 静岡県出身で県内に居住し、県内の高校に在学の方。(進学大学は他県でも可)
3. 学業優秀かつ健康で学資の援助が必要な方

◎ 応募に必要な書類

1. 奨学生申込書 : 本人が所要事項を記入して下さい。
2. 成績証明書 : 出身学校でもらって下さい。
(提出締切日に間に合わない場合には、3学年の途中時点又は2学年の時のものでも可)
3. 所得証明書 : 主に所得のある扶養者(両親等、複数の場合は夫々)の所得証明。
市町村役場の所得証明
(会社で発行する源泉徴収票の写しでも可)
4. 健康診断書 : 学校で行う健康診断の結果を証する書類でも結構です。
学校の健康診断書がない場合は、お近くの医院にて一般的な項目の健康診断を受けて下さい。

◎ 応募期限

1. 上記必要書類を取揃え**2024年2月22日(必着)**までに事務局に提出して下さい。
2. 期限までに全ての必要書類が揃わない場合は、揃った書類のみで期限までに送付していただき、残りは後日着でも構いませんが、その際は必ずご一報下さい。
(但し、審査・選考する手続きの関係上、早期の送付をお願いします。)

◎ 奨学金貸与

1. 無利息貸与
2. 貸与金額
1ヶ月 30,000円
年間 360,000円
4年間の貸与総額 1,440,000円

◎ 採用と選考

1. 採用人員 : 毎年数名の採用を予定しています。(先着順ではありません)
2. 選考 : 選考委員会において採用者を選考決定します。
(3月下旬から4月上旬) (裏面に続く)

◎ 採用決定者

1. 採用通知 : 採用内定者には事務局より、申告のあった固定電話又は携帯電話に連絡をいたしますので、着信設定されている方は当会電話番号を、(054-334-5353) 着信可能にしておいて下さい。
連絡が取れご本人のご意向を確認した後採用通知を発送いたします。
2. 提出書類他 : 採用通知到着後、同封の振込先明細書に必要事項を記入し、大学校より取得した在学証明書を添えて指定期日までに返送して下さい。
3. 送金 : 3ヶ月分をまとめて3ヶ月毎に本人指定銀行口座に振り込みます。(初回は5月中)
4. 義務 : 毎学年末に学業成績表、生活状況報告書(用紙は毎年4月の奨学金の送金案内書送付に同封)を送付書類に記載されている期日までに提出して下さい。提出なき場合は送金を停止する場合があります。連絡先等、届出内容に変更が起きた場合は、すみやかに事務局に連絡して下さい。(携帯電話番号、メールアドレス、現住所、自宅住所・電話等は緊急を要します。)
5. 交付期間 : 奨学金の交付は在学4年間です。
6. その他 : 休学あるいは退学又は長期欠席したり、学校で処分を受けたり奨学生として不適当な事実があった場合は奨学金の交付を中止又は廃止することがあります。

◎ 交付期間の終了後

1. 提出書類他 : 4年間の交付が終了した時は、**借用証並びに返還計画**を提出していただきます。(用紙は当会より送付します)
2. 返還 : 交付期間の終了後、**15年間以内**に年賦又は半年賦で元金だけを返還していただきます。(所定の計画書に順じて返還計画を作成していただき、その計画に沿って返還月前に当会より都度通知します。)なお、大学院へ進む場合、希望される方は返還期間の猶予手続申請をすることができます。
返還された奨学金が次の奨学生に貸与される事を重々ご理解下さい。

◎ その他

1. 他の育英奨学金と重複していても構いません。
2. 学校での選考は原則として必要ありませんが、相当数の応募者が出た場合には学校での選考をお願いすることもあります。
3. 書類の送付は学校単位でも、個人単位でもどちらでも結構です。
4. 学校の推薦状は不要です。
5. 添付写真はスナップ写真以外であって極端に小さくなければ多少サイズが違っていても構いません。
6. フジ育英会は、ホームページに情報公開しております。「フジ育英会」で検索して奨学規程等をご覧になって下さい。詳細については直接フジ育英会にお問い合わせ下さい。

Tel 054-334-5353 担当 樺澤又は長島又は辻田

※取得した個人情報は育英事業の目的以外では使用いたしません。
母体企業であるフジ日本精糖株式会社の個人情報保護方針に従い厳重に管理致します。